

和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例の制定について

【避難行動要支援者名簿】

避難行動要支援者名簿とは、災害発生時に自力での避難が困難な高齢者や障害者など、特に支援を必要とする人々(避難行動要支援者)の情報をあらかじめ登録した名簿のこと。災害対策基本法に基づき、市町村は名簿の作成が義務化されている。

名簿情報の提供に同意が得られた場合には、災害時だけでなく、平常時からの見守り活動や地域での防災訓練など、避難支援等の実施に活用される。

【個別避難計画】

個別避難計画とは、避難行動要支援者が安全に避難できるよう、一人ひとりの状況に応じた支援の確保を目的とし、誰が、どこへ、どのように避難を支援するかを具体的に定めた計画のこと。災害対策基本法に基づき、市町村は作成に努めなければならない。

記載される情報には、支援者、避難先、避難時の配慮事項(歩行困難、医療機器の使用など)、避難経路などがあり、計画作成を通じて、地域のつながりの強化に貢献するものとなる。

【避難支援等関係者】

警察、消防、消防団、民生委員児童委員、社協、地区社協※、自治会※など規則に定めのあるもの

(※受領にあたって、個人情報保護の協定締結)

《現状（要綱により実施）》

	手上げ方式
対象者数	2,927人
登録者数 （名簿情報の提供に同意した避難行動要支援者）	871人
名簿情報を提供することの要件	本人の同意を得ることが必要
課題	災害時に、多くの方の命を救うためには、登録者数を限りなく対象者数に近づける必要がある。 同意が得られないと、平常時に避難支援等関係者に名簿情報が提供されず、災害時の迅速な避難支援につなげることが困難である。

【災害対策基本法では】

条例に特別の定めがある場合、平常時であっても同意を得ないで避難支援等関係者に名簿情報を提供することが可能になる。

【条例の定めにより】

平常時から、より多くの方の情報を避難支援等関係者に提供することで、災害時に多くの命を救うことを目指す。

和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例（案）

（名簿情報の提供）（抜粋）

第4条 市長は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

2 前項の規定による名簿情報の提供は、避難行動要支援者本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。

⇒提供に同意する者が手を上げる「手上げ制」から、同意しない者が手を上げる「逆手上げ制」を導入する。

※ R8.3月議会に上程、周知・準備期間を経てR9年度から避難支援等関係者への提供を目指す。

※ 県内初の条例制定による取組となる。
全国実績：132自治体（R7.4.1現在）